

京都市告示第 376 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 21 日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	南区久世築山町590番地地先から	旧	メートル 248.30	メートル 6.00 ~ 15.00
	同町327番地地先まで	新	248.30	19.69 ~ 28.00

(建設局土木管理部道路明示課)